

令和元年 11 月 11 日

金融庁監督局総務課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見について

今般、標記改定案（令和元年 10 月 11 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

金融検査マニュアルの廃止等に伴う「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	1頁 I-1 金融検査・監督に関する基本的な考え方	金融検査マニュアルの廃止に伴い、主要行にあっては「主要行等向けの総合的な監督指針」が改正されるが、同検査マニュアルの内容にもとづき規程等を策定し、業務態勢を整備しているため、これまで積み上げてきた現行実務が否定されるものではないとの理解で良いか。
2	22頁 II-1 検査・監督事務に係る基本的考え方 (4) 複数の業態を含む金融グループのリスク管理	金融コングロマリット監督指針II-1-(4)＜グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢＞において、①～④の態勢整備が図られていることを前提に、内部管理に関する業務をグループ内経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせることができると規定されていた。 金融コングロマリット監督指針廃止後においても、上記の兼職態勢についての考え方は不変であり、現行実務は否定されないとの理解で良いか。
3	62頁 III-3-2-4-4 再生法開示債権の開示区分注釈	「再生法開示債権の開示区分」の注釈に記載のある債権の定義は、金融再生法施行規則に定められている「再生法開示債権」とは異なる科目が記載されているため、金融再生法施行規則第4条の定義に則し修正いただきたい。 なお、今般の改正案にて明確化していただいている「仮払金」については、修正後においても、現状の改正案と同様に、「貸出金に準ずる仮払金（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）」との表記を継続いただき、解釈の明確化を図っていただきたい。
4	73、77頁 人事管理	人事ローテーションや職場離脱のルール取り扱いについては、例えば別の方法で事故防止を図れば、各行の判断で良いという理解で良いか。
5	債権分類の扱い（担保の定義）	金融検査マニュアルが廃止されても、債権の分類（I～IV分類）は引き続き必要だというのが御庁の見解だと理解している。債権の分類を行うためには、債務者区分と保全状況が必要であり、債務者区分の定義は「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（案）（ディスカッションペーパー案）の別紙に記載があるものの、担保の優良・一般の区別や処分可能見込み額の定義については、ディスカッションペーパー案にも監督指針（案）にも記載はないが、現行実務は否定されないとの理解で良いか。
6	債権分類の扱い（簡易な基準による分類）	住宅ローンなどの個人向けの定型ローンや中小事業者向けの小口定型ローン等の貸出金については、延滞状況等の簡易な基準により分類・償却引当を行うことができる旨、金融検査マニュアルに記載されている。金融検査マニュアル廃止によって現行実務は否定されないとの見解をいただいているが、この点についても同様の理解で良いか。

以上